

令和3年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 会議次第

日時：令和4年3月29日（火）
午後7時～8時30分
場所：市役所13階 教育委員室

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 本会議の一部非公開について 【資料1】
- 4 議 事
 - (1) 報告事項
 - ・ 令和2年度 いじめの状況について 【資料2】
 - (2) 協議事項
 - ・ 事案の検証等と対応について 【資料3】
- 5 その他
- 6 閉 会

【配布資料】

- ・ 附属機関等の会議の公開に関する要領..... 【資料1】
- ・ 令和2年度 いじめの状況について（宇都宮市） 【資料2】
- ・ 事案の検証等と対応について..... 【資料3】
- ・ 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について..... 【参考資料】

令和3年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 委員一覧

	所 属	氏 名	摘 要
1	石神法律事務所 栃木県弁護士会	石神 知也	弁 護 士
2	宇都宮西ヶ丘病院副院長 宇都宮市医師会	上村 修一	精 神 科 医
3	宇都宮大学教職大学院教授	青柳 宏	大 学 教 授
4	栃木県公認心理師協会	土沢 薫	臨 床 心 理 士

[教育委員会事務局参加者一覧]

	職 名	氏 名
1	学校教育担当次長	鈴木 佳之
2	学校教育課長	口川 和伸
3	学校教育課長補佐	鈴木 嘉紀
4	教育センター相談G係長	飯田 高広
5	学校教育課学校いきいきG係長	上野 智也
6	学校教育課学校いきいきG指導主事	関 智則
7	学校教育課学校いきいきG指導主事	大豆生田 剛志

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) **当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。**
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

ア 会議の名称 イ 開催日時 ウ 場所 エ 議題
オ 会議の公開又は非公開の別 カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
キ 傍聴者の定員 ク 傍聴手続 ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

.....

○宇都宮市情報公開条例第7条（抜粋）

- ・個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の利権利益を害するおそれがあるもの。

令和2年度いじめの状況について（宇都宮市）

1 調査結果概要

(1) いじめの状況

学校種	認知件数 (件)	前年度比		千人あたりの 認知件数 (件)	前年度比 件数 (件)	解消率(※) (%)	前年度比 割合 (%)
		件数 (件)	割合 (%)				
小学校	265	+56	+27%	9.8	+2.2	68.3%	-6.3%
中学校	142	-19	-12%	10.8	-1.3	84.5%	+4.4%
全体	407	+37	+10%	10.2	+1.1	74.0%	-3.0%

※ 解消率について

「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）において、いじめが「解消している」状態について、以下の具体的な要件が示され、変更となった。

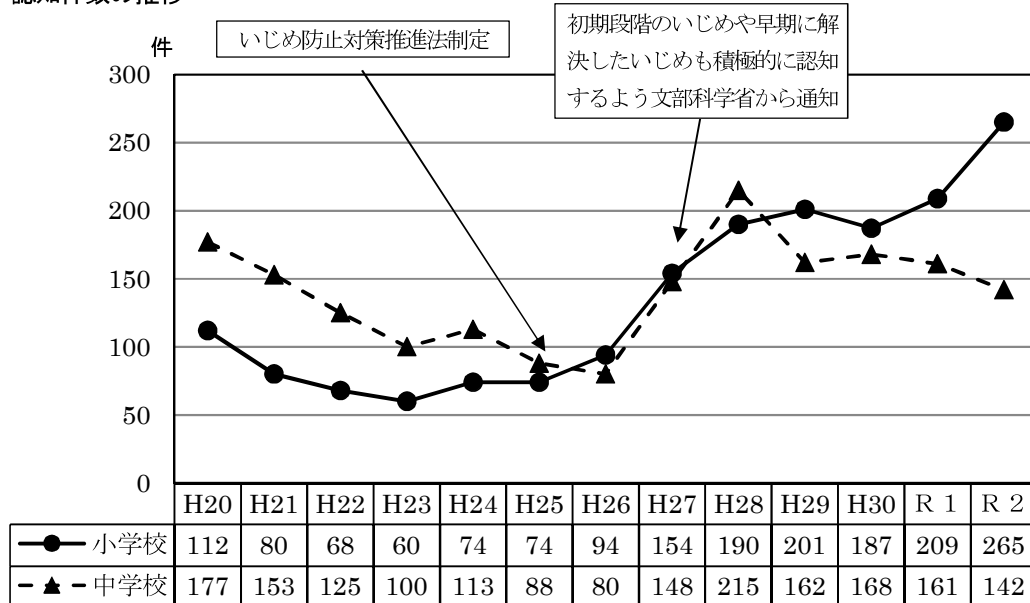
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害者へのいじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ ①を判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認すること。

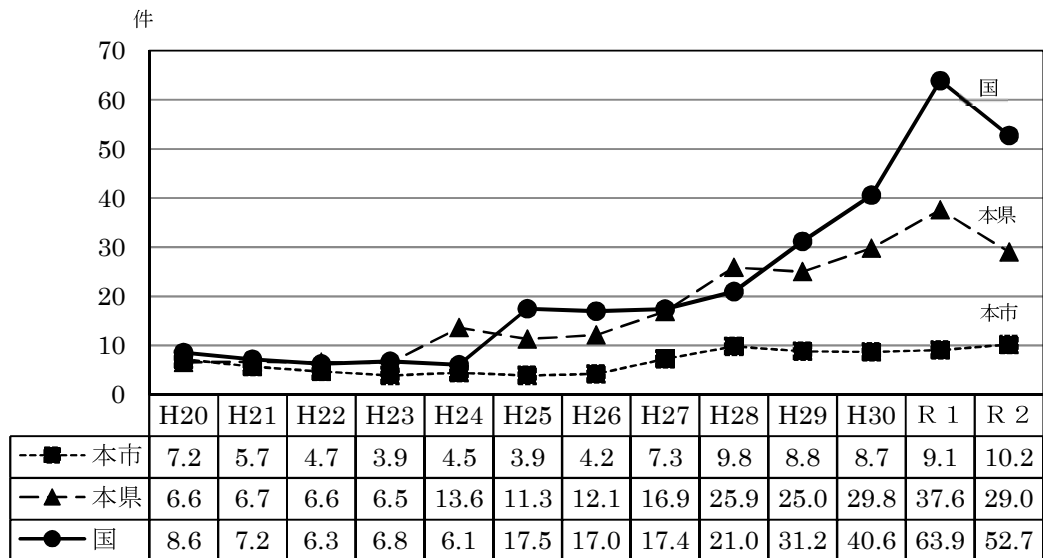
2 推移や傾向など

(1) 認知件数

ア 認知件数の推移



イ 千人あたりの認知件数の推移及び国・県との比較（小・中）



※ 国の値については、「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）より
 県の値については、「平成30年度栃木県問題行動等調査」（栃木県教育委員会）より

- ・ 認知件数は小学校では令和元年度から56件増加して265件、中学校では19件減少して142件、全体では37件増加して407件であった。
- ・ いじめに対する教職員の意識が高まり、軽度の冷やかしかからかいなどもいじめとして積極的に認知したため、平成28年度までは認知件数は増加傾向であり、その後、平成29年度からは小学校ではほぼ横ばいの状態から本年度は増加に転じ、中学校では横ばいからやや減少傾向にある。
- ・ 千人あたりのいじめの認知件数が、令和元年度は9.1人、令和2年度は10.2人と、やや増加した。

(2) 解消率の状況

ア 解消率

学校種		解消している	解消に向けて取組中			その他	全体
			経過観察中	支援中	指導中		
小学校	件数	181	57	18	8	1	265
	割合	68.3%	21.5%	6.8%	3.0%	0.4%	100%
中学校	件数	120	18	4	0	0	142
	割合	84.5%	12.7%	2.8%	0%	0%	100%
全体	件数	301	75	22	8	1	407
	割合	74.0%	18.4%	5.4%	2.0%	0.2%	100%

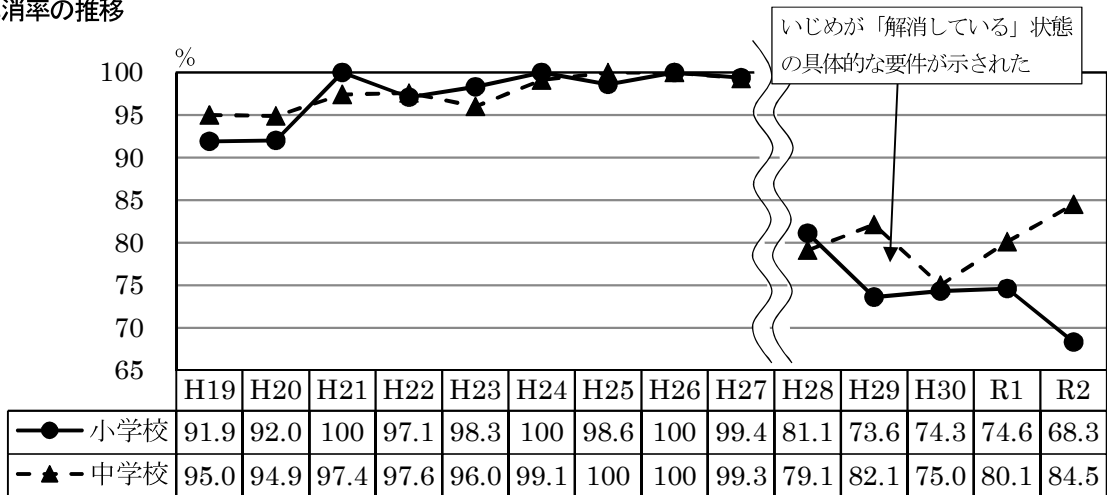
【解消している】「※ 解消率について」を参照

【解消に向けて取り組み中】 ※以下の「経過観察中」「支援中」「指導中」の3つの区分は本市独自

- ・ 経過観察中：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安）を経過していない状態である。
- ・ 支援中：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていたり、再発の心配があるため、被害児童生徒のケアや、再発防止に向けた具体的な支援を継続している状態である。
- ・ 指導中：いじめに係る行為が止んでいなかったり、関係する児童生徒への事実確認や指導、対応策の検討を行っているなど、いじめに係る行為を止めるための指導を実施している状態である。また、いじめが原因で被害児童生徒が不登校になっており、いじめにより心身の苦痛を感じている状態である。

【その他】：転校等

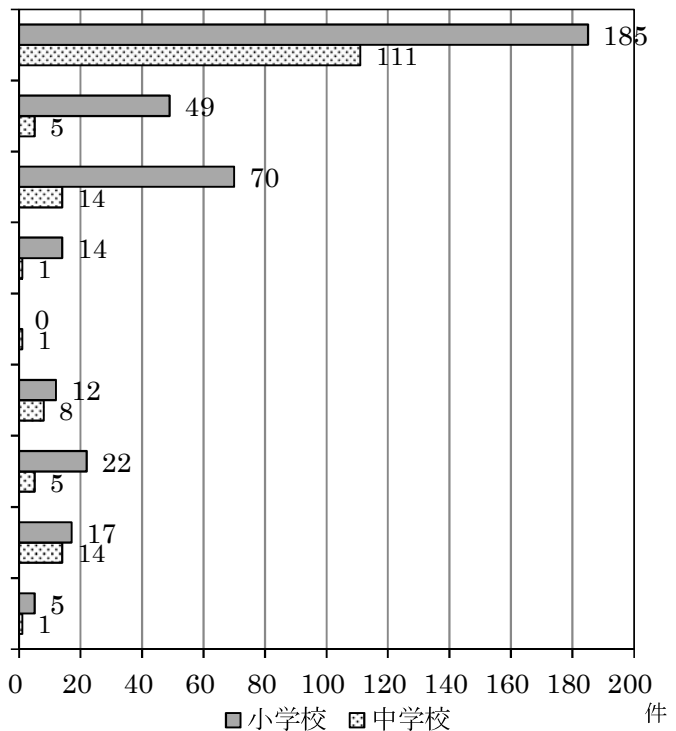
イ 解消率の推移



- ・ 小学校の解消率が68.3%と低い割合になった理由として、令和2年度は、1月から3月までの認知件数が令和元年度よりも26件増加したことによるものである。
(1頁「※ 解消率について」を参照)
- ・ 小学校では89.8%、中学校では97.2%が被害者へのいじめに係る行為が止んでいる状態であった。

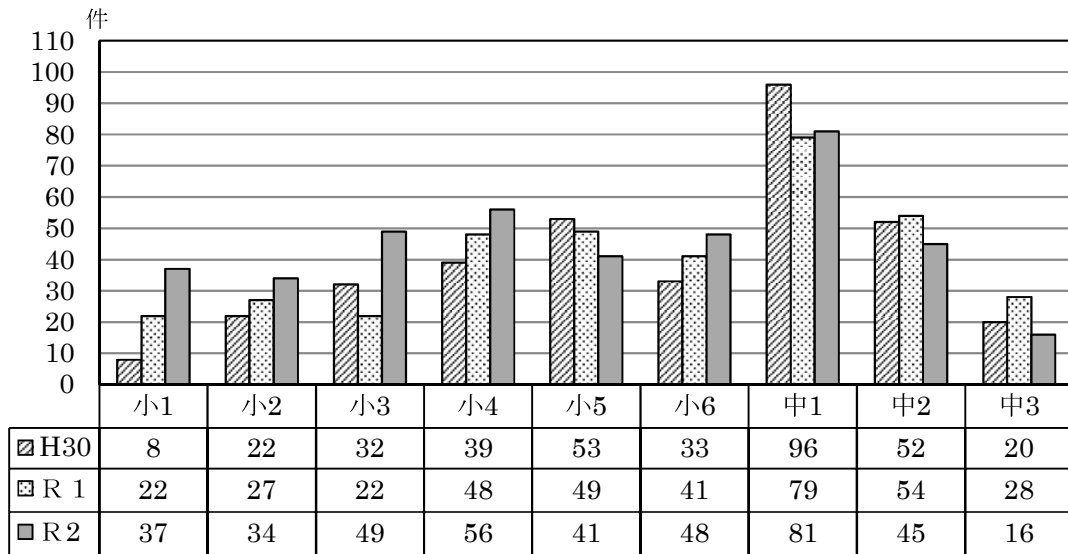
(3) 態様別構成比 ※複数回答可

冷やかしからかい、悪口脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
その他



- ・ いじめの態様別構成比を見ると、冷やかしからかいなどの「言葉によるいじめ」の割合が、小学校で約47%、中学校で約69%と、依然として高い傾向にある。
- ・ ネットいじめは、小学校で11件増加して17件、中学校で6件増加して14件と大幅に増加したが、その理由として、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業など、自宅で過ごす機会が増え、ネット等の使用頻度が高まったものと考えられる。

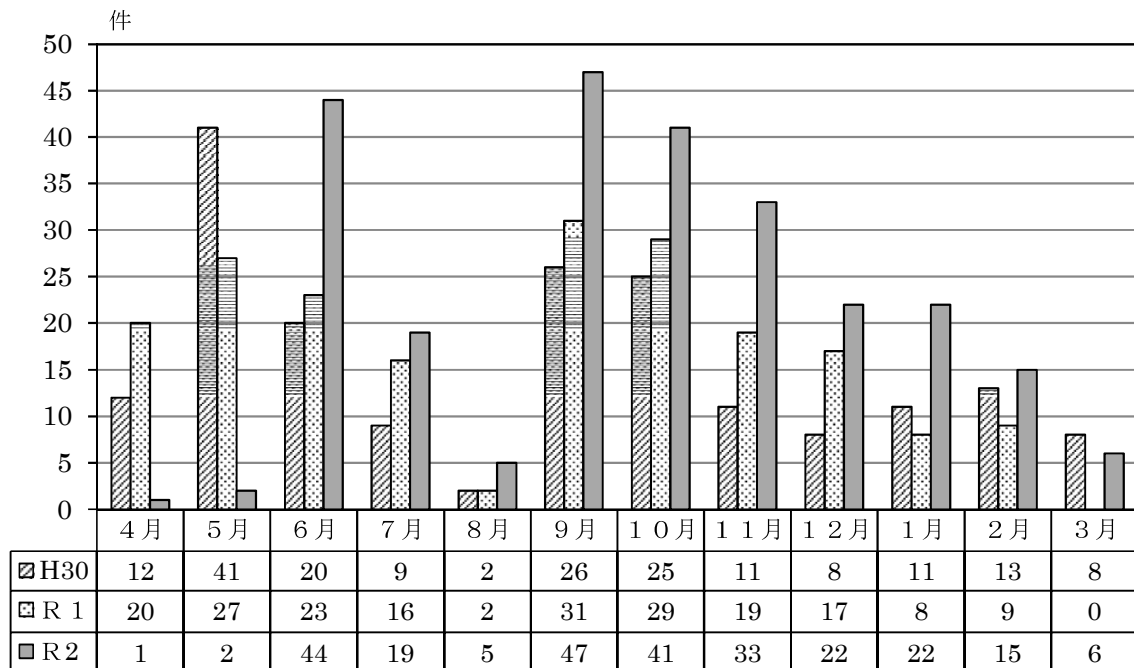
(4) 学年別認知件数



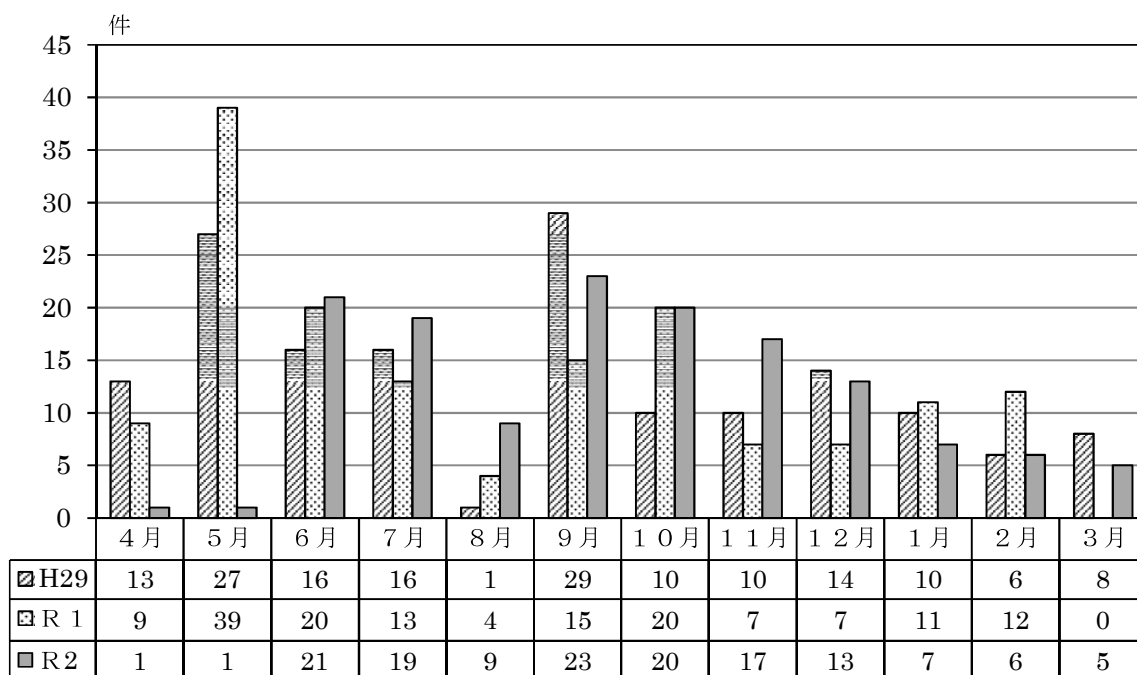
・ 小学校では、1年と3年で大幅に増加したが、中学校では3年が減少し、全学年で最小件数となった。小学6年から中学1年で大幅に増加する傾向は、令和2年度も同様であった。

(5) 発生月別件数

【小学校】



【中学校】



- ・ いじめの発生月別件数は、例年5・9・10月に多い傾向にあるが、令和2年度に限っては、4、5月に新型コロナウイルス感染症による臨時休業があったため、4、5月の認知件数は殆どなく、6月の認知件数が増加し、6、9、10月の3か月の合計件数における割合は、小学校で50%、中学校で45%を超えている。
- ・ 臨時休業中であった4、5月を除くと小、中学校ともほぼすべての月で増加した。

3 調査結果の考察と今後の取組

(1) いじめについて

○ 未然防止への取組と積極的な認知について

【現状・成果と課題】

- ・ いじめに対する教職員の意識が高まり、軽度の冷やかしやからかいなどもいじめとして積極的に認知したため、平成27年度以降認知件数は増加し、平成29年度からは小学校で200件前後、中学校では165件前後で推移していたが、令和2年度は、小学校で増加に転じ、中学校では横ばいからやや減少した。
- ⇒ 児童生徒の日々の様子を観察し、些細な兆候や言動を見逃すことなく積極的に認知する取組が継続されている。小学校で認知件数の増加が見られた要因としては、令和元年度に不登校重大事態が発生した学校があったことなどから、さらに意識を高めたものと考えられる。
- ・ 小学6年から中学1年での大幅な増加傾向が続いている。
- ⇒ 中学校では、環境の変化とともに、複数の小学校から集まってくるため、互いの良さや特性を十分に理解できない中で、いじめが生じているものと考えられる。

【今後の取組】

- ・ 小中9年間の継続的な指導の充実を図るため、各地域学校園児童生徒指導強化連絡会等を有効に活用し、小・中学校の教職員が連携して対応するなど、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ いじめの疑いや訴えがある場合は、迅速に管理職に報告し、各学校いじめ等対策委員会において組織的に事実確認や対応策の検討を行い、関係児童生徒や保護者と連携しながら解消を図るなど、初期段階からの組織的な対応を徹底する。

○ 言葉によるいじめについて

【現状・成果と課題】

- ・ いじめの態様別構成比を見ると、冷やかしやからかいなどの「言葉によるいじめ」の割合が、小学校で約47%、中学校で約69%と、依然として高い傾向にある。

⇒ 一般的に、いじめの初期段階においては言葉によるいじめの割合が多いことから、積極的認知により、早期発見に努めることができたと評価できる。しかし、早期発見のみならず、未然防止が重要であることから、友人への望ましい接し方や言葉遣い、相手への思いやりの心を育む指導等を小・中学校にわたって系統的・継続的に指導することが必要である。

【今後の取組】

- ・ 日常生活から児童生徒同士が「さん」付けするなど、他者を尊重する態度を育てるとともに、道徳や学級活動等の様々な機会を捉え、児童生徒自らがいじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、児童会・生徒会を主体としたいじめ根絶集会を実施したりするなど、児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を主体的に行うことができるよう指導する。

○ ネットいじめについて

【現状・課題】

- ・ ネットいじめは小学校では5件増加して11件、中学校では6件増加して14件に増加したが、その理由として、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業など、自宅で過ごす機会が増え、ネット等の使用頻度が高まったものと考えられる。また、スマートフォン等の所持率が各学年とも年々増加していることから、今後、ネットいじめの更なる増加が懸念される。

⇒ スマートフォン等の所持率が年々増加していることから、令和2年に「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver2」を策定するとともに、専門家による「出前講座」を全小中学校で実施することとしたが、今後も更なる活用・推進が必要である。

【今後の取組】

- ・ 「ネットいじめ等相談・パトロール」を活用したネットいじめを抑止するための取組の継続、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver2」による指導の強化、専門家による「出前講座」の小学校における対象学年の拡大、「親学出前講座」や保護者会等での啓発強化などを進め

宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

1 目的

本市のいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題について、現状に基づく対策や今後の方向性について、専門的見地から協議を行うとともに、必要に応じて、いじめの重大事態に係る調査を行う。

2 構成員

(1) 委員（任期：2年）

区 分	氏 名	所 属 等
弁 護 士	いしがみ ともや 石神 知也	石神法律事務所 栃木県弁護士会（子どもの権利委員会）
医 師	かみむら しめういち 上村 修一	宇都宮市医師会 精神科医
大 学 教 授	あおやぎ ひろし 青柳 宏	宇都宮大学教職大学院 教授
臨床心理士	つちさわ かおる 土沢 薫	栃木県臨床心理士会

(2) 臨時委員

- ・ 事案の特性に応じた学識経験者（重大事態発生時のみ）
- ※ 事務局：学校教育課学校いきいきG

3 開催時期

- (1) 定期会議 年1回
- (2) 臨時会議 事案発生時

4 内容

(1) 定期会議

本市のいじめ、体罰等の現状に基づく対策や今後の方向性について報告し、効果的な推進について専門的見地から助言を受けるなどの意見交換を行う。

(2) 臨時会議

教育委員会からの要請を受け、重大事態に係る調査を行う。